

東成瀬村男女共同参画計画

(第2次計画)

平成26年3月

東成瀬村

第1章 計画の策定に当たって

第1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会の形成につながる、政府の重要課題とされています。

また、地域における少子高齢化に伴う人口減少、家族や地域社会の変化、経済の長期低迷といった諸課題の解決のためにも、男女共同参画社会の実現は必要不可欠とされています。

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調を掲げ、国、地方公共団体、国民の責務などを定めています。また、国では平成22年12月に、「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

県では、平成14年4月に秋田県男女共同参画推進条例（愛称：あきたハーモニー条例）を施行し、平成23年3月には「第3次秋田県男女共同参画計画」を策定しました。

これまで村では、教育委員などの委員会や各種審議会、協議会への女性の登用や、職員の管理職への登用など、積極的に参画を推進してきました。

また、第3セクターが運営する観光レクリエーション施設においても、女性を積極的に採用するなど、男女共同参画社会の実現に努めてきました。

平成16年3月には男女共同参画社会基本法に基づく国・県の計画を踏まえ、地域における男女共同参画を総合的にかつ計画的に推進するため、東成瀬村男女共同参画計画を策定しました。

本計画は、男女共同参画基本法及び国、県の第3次計画に基づき、東成瀬村の男女共同参画の推進に関する第2次計画として策定するものです。

第2 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女の人権が等しく尊重され、社会参加意欲にあふれた女性も男性も自らの選択によって充実した生き方ができ、また、男女がお互いに支え合い、自由に意見が言い合え、喜びも責任も分かち合える、女性と男性のイコール・パートナーシップで築き上げるバランスのとれた真に豊かな社会の実現を目指します。

2 基本目標

この計画は、「男女共同参画社会の実現をめざして」を基本目標とします。

3 計画の役割

(1) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく東成瀬村の総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する計画です。

(2) この計画は、東成瀬村総合計画の下に、男女共同参画社会の形成に向けての計画的な施策展開を村民と共に考え、行動するための指針です。

4 基本的視点

この計画に基づき、具体的な施策・事業を推進していく上で、次の項目を基本的視点とします。

(1) ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）に敏感な視点の定着

(2) 女性のエンパワーメント（女性が力を発揮できる存在になること）の促進

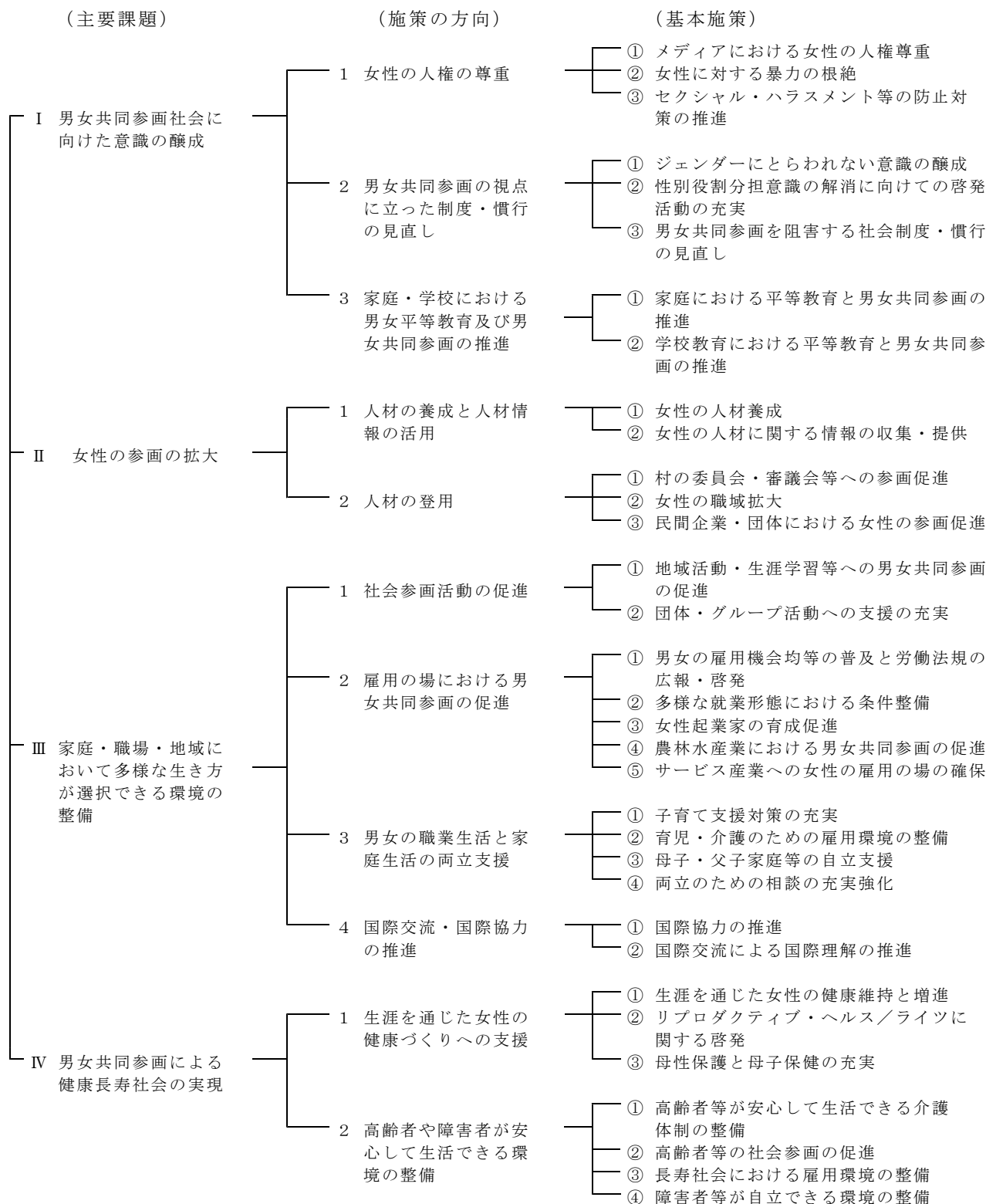
(3) パートナーシップによる男女共同参画の推進

(4) 女性が自立し、自由に意見が言い合え、個性が尊重される地域社会の実現

5 計画期間

この計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

第3 計画の体系



第2章 計画の内容

第1 主要課題

基本的視点の下に、次の4つを「主要課題」と位置づけ、総合的な施策を展開します。

1 男女共同参画社会に向けた意識の醸成

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現が緊急な課題です。

そのためには、男女平等をめぐる意識や性別役割分担意識などの固定観念を是正することと、社会制度や慣行が男女共同参画社会の形成という視点から見て、女性と男性にどのような影響を与えているのかを検証し、その見直しを行うことが必要となります。

また、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメントなど女性に対する暴力は、家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、男女が置かれている状況等に根差した構造的問題であり、その根絶に向けた努力を続けることが、男女共同参画社会を形成していく上での克服すべき重要な課題であることを社会が強く認識する必要があります。

更に、男女平等意識や性別役割分担意識は、生活体験の中で形成されるため、幼児期からの男女平等の視点に立った一貫した教育・学習が重要であり、生涯にわたって人権や男女平等についての学習の機会が提供されることも必要です。

2 女性の参画の拡大

男女が平等な立場で、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現するためには、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が欠かせません。

わが村においては、女性の参画が進みつつあるものの、今後、より女性の参画が拡大していくために、まず、村が率先して取組みを進める必要があります。

また、村だけでなく、企業、関係機関・団体等に対しても働きかけを行い、女性の参画の拡大を促進します。

3 家庭・職場・地域において多様な生き方が選択できる環境の整備

少子・高齢化が著しく進む中で、ワーク・ライフ・バランスを推進することは、経済社会の活力を維持し、安心して子どもを産み育て、そして地域に男女が共に参画できる基盤となります。

特に、妊娠、出産を理由とした雇用管理面での不利益な取扱いを受けることのないよう、就業分野・形態における男女の偏りの解消を図ることが

求められます。

家庭においては、家事・育児・介護にかかる女性の負担が大きいことから、男性も家族としての責任を担い、社会がこれを支援していくことが求められます。

また、男性については、職場・家庭・地域にバランスをとって活動していくことが求められます。

4 男女共同参画による健康長寿社会の実現

男女が共に自立し、生き生きとした生活や充実した社会活動に参画していくためには、女性も男性も、それぞれの人権を十分に尊重し合い、思いやりを持って生きていくことが重要です。

特に女性は、その身体上の仕組みから、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するとともに、一般的に男性よりも長く高齢期を過ごすことから、健康の維持・増進を図りながら安定した生活を送るために、経済的安定と住環境の整備、保健・福祉・医療面を充実することも重要であり、援助を必要とする女性への相談・支援体制の充実も必要となります。

また、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産などを中心課題とした、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策も必要となります。

更に、社会基盤の整備に関する施策に当たっても、女性や高齢者、障害者等のニーズも十分に反映することも重要です。

第2 施策の方向と基本施策

1 男女共同参画社会に向けた意識の醸成

(1) 女性の人権の尊重

人権の尊重は、男女共同参画社会を実現するための基盤となる考え方であることから、社会のあらゆる分野で個人が尊重され、誰もが自らの存在に誇りを持って、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを促進する施策を展開します。

また、社会問題となっている女性に対する暴力は、女性の人権を侵し、被害女性の人生に深刻な影響を与えるため、女性への暴力を許さない社会意識の醸成と、暴力の根絶に向けた環境づくりを促進します。

[基本施策]

① メディアにおける女性の人権尊重

メディアは、人々の意識形成に様々な形で影響を与えてきており、性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改め、女性

の人権を尊重した表現の使用と有害図書や映像の排除への自主的な取組みを促します。

② 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、女性の基本的人権の侵害であることから、実態の定期的な把握や、その根絶に向け関係機関との連携による、暴力の発生を防ぐ環境づくり、相談体制の拡充強化を行うとともに、被害者に対する保護と自立を促すための取組みを行います。

③ セクシャルハラスメント等の防止対策の推進

セクシャルハラスメントについては、各職場に対して、男女雇用機会均等法に基づき防止に向けた取組みを進めるよう啓発します。

また、性犯罪やストーカー行為などは、女性に対する人権を侵害する行為であるとの認識を広めるとともに、関係機関相互の連携を強化し、関係法令の周知や適正な運用を行い、それらの防止に向けた取組みと被害者への迅速な支援体制の整備を図ります。

(2) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

社会制度や慣行は、性別による区別に設けていない場合でも、現実には男女に中立的に機能していない場合もあります。

このため、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、様々な活動に参画していける条件を整え、女性の活動や生活を制約するような影響を与える社会制度や慣行の見直しを図ります。

[基本施策]

① ジェンダーにとらわれない意識の醸成

村広報紙などを通じて、ジェンダーに敏感な視点を持ち、男女の役割分担意識を解消するための広報・啓発活動を充実します。

② 性別役割分担意識の解消に向けての啓発活動の充実

人々の意識の中に長い時間をかけて形成された性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、女性も男性も様々な活動に参画していけるよう、啓発活動を充実します。

③ 男女共同参画を阻害する社会制度・慣行の見直し

職場、家庭、地域など様々な場における制度や慣行について、性別による役割分担とならないよう見直しの呼びかけを行います。

(3) 家庭・学校における男女平等教育及び男女共同参画の推進

男女平等や女性の人権尊重意識を定着させるため、家庭や学校での教育の果たす役割は重要であり、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促すため、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。

〔基本施策〕

① 家庭における平等教育と男女共同参画の推進

幼児期から性別にとらわれず、一人ひとりの多様な個性や人権を尊重し、男女共同参画を高める意識や価値観を育む家庭教育が行われるような環境づくりを推進します。

また、家庭内においては、対等なパートナーとして男女が協力しあい、家族の一員としての役割を果たすことの重要性に対する啓発を行います。

② 学校教育における平等教育と男女共同参画の推進

学校教育においては、男女共同参画社会についての意識を培う場として、学童期から男女平等や男女共同参画の意識の定着を図ります。

2 女性の参画の拡大

(1) 人材の養成と人材情報の活用

男女が喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の形成を図るためには、様々な分野で男女共同参画がその基盤をなすことから、そのための女性の人材養成を行うとともに、各分野で活躍する女性の人材情報を収集し、活用します。

〔基本施策〕

① 女性の人材養成

女性が政策や方針決定の場への参画や能力を発揮できるよう学習機会の提供を行います。

② 女性の人材に関する情報の収集・提供

地元の団体や企業、県などと連携し、女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供体制の整備拡充を図ります。

(2) 女性の参画促進

村が設置する委員会・審議会等への女性の委員の参画促進に努めるとともに、企業等においても女性の参画する機会の拡充についての啓発を推進します。

〔基本施策〕

① 村の委員会・審議会等への女性の参画促進

村民の幅広い意見を反映させるための委員会等に女性の参画を促進するため、国・県の第3次計画に基づき、女性の委員を全委員の40%以上とすることを基本目標に、平成32年度30%の女性の委員の

参画率を目指し、積極的な参画を促進します。

② 女性の職域拡大

村政の様々な分野で活躍できる女性の職員を育成し、能力発揮の機会を拡充します。

③ 民間企業・団体における女性の参画促進

民間・企業・団体においても、女性の管理職への登用や職域の拡大など、参画を促進するよう働きかけや啓もう普及を行います。

3 家庭・職場・地域において多様な生き方が選択できる環境の整備

(1) 社会参画活動の促進

暮らしやすい活力ある地域社会づくりを進めるためには、女性も男性も共同して地域社会におけるさまざまな活動に参画することができる環境の整備が重要となります。

地域社会をより豊かなものとし、家庭、職場と並んで、男女を問わず生きがいの場とするため、積極的な参画の促進を図ります。

[基本施策]

① 地域活動・生涯学習等への男女共同参画の促進

男性の職場中心の意識やライフスタイルを見直し、男女の地域活動や生涯学習活動に対する支援を充実します。

② 団体・グループ活動への支援の充実

女性が社会のあらゆる場で自らの能力を発揮し、活躍できるよう、女性団体・グループ等の学習活動の支援を充実し、社会参画が促進されるよう努めます。

(2) 雇用の場における男女共同参画の促進

雇用の場における男女共同参画を促進するため、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの定着に向けて啓発活動の一層の充実を図るとともに、女性の能力発揮を促進するための情報提供や起業支援など職業能力開発の充実を図ります。

また、村の貴重な雇用の場であるサービス産業への雇用の拡大や創出、更にその充実を図ります。

[基本施策]

① 男女の雇用機会均等の普及と労働法規の啓発

男女雇用機会均等法の改正により、募集・採用、配置・昇進など雇用管理のすべての面で女性に対する差別が禁止されたことについて、

啓発を行い、周知を図ります。

② **多様な就業形態における条件整備**

在宅ワーク、パートタイム労働や派遣労働など多様な就業形態における就業条件の整備を働きかけます。

③ **女性の起業家の育成促進**

女性の起業への関心が高まっていることから、事業経営に当たっての知識の修得や、情報提供等の支援を行います。

④ **農林水産業における男女共同参画の促進**

過疎化、少子・高齢化の進む農山村において、女性は作業の重要な担い手であることから、食料・農業・農村基本法においても、「女性の参画促進」が明記されております。農山村の女性が活動しやすい環境の整備を図るため、女性の経営参画の促進による経済的自立を促進します。

⑤ **サービス産業への女性の雇用の場の確保**

村におけるサービス産業は、年間を通じて貴重な雇用の場となっていることから、今後も雇用の場の確保に努めるとともに、その拡大や創出など内容の充実も図ります。

(3) **男女の職業生活と家庭生活の両立支援**

村民誰もが人間らしい豊かな生活を送るためには、その基盤である職業や家庭を男女が共に担うことのできる環境の整備が重要です。

このため、保育・介護サービスの充実、育児や介護を行う労働者の就業条件の整備などを推進します。

[基本施策]

① **子育て支援対策の充実**

社会全体の取組みにより、仕事と子育ての両立に係る負担感の緩和や安心して子育てのできる環境の整備と、保育サービスの充実や子育てに対する不安の解消を図るための支援体制の充実を図ります。

② **育児・介護のための雇用環境の整備**

仕事と育児・介護を両立させ、充実した職業生活を送ることができるよう、意識啓発の推進、育児・介護休業を男女が共に取得しやすい環境の整備など職業と家庭の両立支援に努めます。

③ **母子・父子家庭の自立支援**

ひとり親家庭に対する経済的・社会的自立を促進する職業相談など

の就業援助施策の充実を図ります。

④ 両立のための相談の充実強化

少子化の進展や家族形態が多様化する中で、男女が家庭生活と職業生活の両立ができ、安心して子育てができるような相談体制の一層の整備を図ります。

(4) 国際交流・国際協力の推進

女性が様々な国際交流を通して、世界の女性が置かれている状況や国際的な男女共同参画社会に対する取組みについての理解を深めるため、情報の交換や学習の機会の拡大を図ります。

[基本施策]

① 国際協力の推進

国際社会の女性問題の解決に向けた取組みや海外体験学習への積極的な参加の呼びかけ、国際協力活動を通じ国際的な視野に立った男女共同参画社会づくりに貢献できる人材の育成を図ります。

また、村内在住の外国人が地域社会の一員として安心して暮らせるように円滑な情報提供を行います。

② 国際交流による国際理解の推進

国際交流団体の主催する外国人と触れ合う交流事業により、外国と日本の男女の立場の違いや男女共同参画の状況の理解の促進を図ります。

また、他国との友好交流の促進に女性の積極的な参加を呼びかけ、異文化の相互理解を深めます。

4 男女共同参画による健康長寿社会の実現

(1) 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援

女性は、妊娠や出産のための生理的機能が備わっており、また、男性に比べて長寿であることから、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自ら判断し、生涯の健康を享受できる環境の整備を図ります。

[基本施策]

① 生涯を通じた女性の健康維持と増進

避妊、妊娠、不妊、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な問題について、生涯を通じた健康保持に関する相談などを行います。

② **リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発**

リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識を広く社会に浸透させ、正しい知識や情報を得て認識を深めるための普及啓発を行います。

③ **母性保護と母子保健の充実**

女性は、妊娠や出産という、ライフサイクルを通じて男性とは異なる問題に直面します。こうした問題の重要性について広く社会の認識を深めるための意識啓発を行うとともに、安心して妊娠・出産の時期を過ごすための医療対策や総合的な母子保健対策の推進に努めます。

(2) **高齢者や障害者が安心して生活できる環境の整備**

長寿社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢者や障害者が支えられる側ではなく、男女共同参画社会を形成する一員として、年齢や障害の有無にかかわらず社会に参画できる機会を提供するとともに、経済的自立を促進して、充実した生活を送ることのできる環境の整備を図ります。

[基本施策]

① **高齢者等が安心して生活できる介護体制の整備**

高齢者や障害者の介護問題に対応するため、介護を社会全体で支える体制づくりを進めます。

② **高齢者等の社会参画の促進**

高齢者や障害者がその能力や意欲に応じて社会に貢献するなど、様々な形で充実した生活が送れるような機会の提供や環境の整備を行います。

③ **長寿社会における雇用環境の整備**

急速な高齢化に対応するため、意欲と能力のある高齢者が働くことができる支援体制の整備に努めます。

④ **障害者等が自立できる環境の整備**

高齢者や障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的・制度的・意識的な障壁を取り除き、社会全体のバリアフリー化に努めます。

第3章 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現を目指してこの計画を積極的に推進するため、庁内関係部局が一丸となって取り組みます。

また、村の取組みだけでなく、国・県、地元の企業や民間団体との情報交換の場を設けるとともに、村民の理解と協力の下に、社会情勢の変化等を踏まえながら、広範多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に推進します。

第1 村における推進体制の充実

男女共同参画の促進は、広範多岐にわたるため、関係部局との連携を保ち、施策の実効性の確保に留意しながら、効率的に推進します。

1 推進体制の整備・充実

庁内の体制確立のため、「男女共同参画推進連絡会議（仮称）」を新たに設け、関係部局との有機的な連携の下、各種施策の効果的な推進を図ります。

2 男女共同参画に関する調査研究・企画立案の充実

庁内関係課及び「秋田県男女共同参画センター」との連携を図りながら、男女共同参画に関する問題点の把握や調査研究を行い、男女共同参画施策の企画立案に生かします。

3 村民の意見を反映した施策の展開

広く村民からの意見を聴くため、「男女共同参画懇話会（仮称）」を開催し、政策の形成や施策の実施等に反映します。

第2 企業などとのパートナーシップの確立

男女共同参画社会を形成するためには、行政だけではなく村民すべてが主体的に取り組む必要があります。様々な課題を解決するため、行政や企業、民間団体と協力しあいながら、積極的な取り組みを図ります。

1 民間団体の育成とネットワーク化の整備

男女共同参画を推進する民間団体の育成と、その主体的な活動のネットワーク化を図ります。

2 「秋田県男女共同参画センター」を活用した男女共同参画推進活動の展開

県が設置した「秋田県男女共同参画センター」の機能を有効活用し、男女共同参画推進の活動を展開します。

3 情報交換の場の提供

国・県、地元の企業や民間団体との情報交換の場を設けるとともに、村のホームページを活用し、男女共同参画に関する情報交換の場を提供します。

第3 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、村における男女共同参画の現状や問題点について把握し、この計画の定期的な進行管理を行います。

1 事業計画の策定

この計画は、年次的に事業計画を策定し、進めます。

2 実績の把握

この計画は、各年度に事業の状況と実績を把握します。

3 結果の公表

把握した状況については、その都度公表します。

4 計画に変更

計画期間中であっても計画の内容についての必要な検討を行い、緊急な課題や新たな課題への取組みが必要となった場合は、この計画に取り組むとともに、変更後の計画内容を公表します。

【用語解説】

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

■男女共同参画基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行された。

■セクシャルハラスメントト（性的嫌がらせ）

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成 16 年 3 月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

■ドメスティック・バイオレンス DV

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。内閣府においては「配偶者からの暴力」としている。

「配偶者からの暴力」には、配偶者からの身体に対する暴力のほか、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力などがある。

■ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態を指す。

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康と権利。妊娠・出産・避妊などについて女性自らが決定権をもつとの考え。1994 年の国連人口開発会議で確立された。

